

自動車運送事業の運行管理者試験

(道路運送法第 44 条第 1 項、貨物自動車運送事業法第 46 条第 1 項)

(1) 指定・登録基準

道路運送法、貨物自動車運送事業法

(指定の基準)

道路運送法第 45 条第 1 項、貨物自動車運送事業法第 47 条 1 項

国土交通大臣は、他に指定試験機関の指定を受けたものがなく、かつ、前条第 2 項 の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

- 1 職員、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適確な実施のために適切なものであること。
- 2 試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的基礎、技術的能力があること。
- 3 試験事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって試験事務が不公正になるおそれがないこと。

(2) 指定・登録法人

法人の名称 : 公益財団法人 運行管理者試験センター

指定・登録時期 : 平成 13 年 4 月 1 日

法人の連絡先 : 東京都新宿区荒木町 20 番地インテック 88 ビル 4 階

指定・登録の理由 : 指定の基準に適合するものとみとめられるため。

(3) 指定・登録基準に係る問い合わせ、照会等

特になし

(4) 料金等と積算根拠

試験料額 6,000円

積算根拠 1,311円(人件費)+4,763円(物件費)≒6,000円